

函館市立港中学校 いじめ防止基本方針

平成26年2月21日策定

令和5年3月16日改訂

1 いじめ防止基本方針策定にあたっての学校の考え

いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであることを鑑み、いじめの未然防止、早期発見及び早期解消のための対策に関し、基本的な考えや方策等を定めることにより、対策を総合的かつ効果的に推進し、本校のすべての生徒が人間の尊厳を保持するとともに、互いの違いを認め合い、支え合い、健やかに成長できる環境をつくり、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身につけ、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができるよう、「函館市立港中学校 いじめ防止基本方針」を策定した。

2 いじめに対する認識

(1) いじめの定義

いじめとは、当該生徒が関わっている集団や仲間など一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。この際、だれもがいじめの被害者にも加害者にもなり得ることから「けんか」や「ふざけ合い」であっても背景にある事情の調査を行い、確認する。

(2) いじめの構造

いじめは力の優位－劣位の関係に基づく力の乱用であり、攻撃が一過性でなく反復継続して行われる。そのため、いじめられる生徒は加害者を訴え出る意欲を奪われ、無力感に陥ってしまいかねない。

また、いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てて面白がったりする存在や、周辺の暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っている。

こうしたことから、いじめる側といじめられる側の指導だけではいじめの解消やいじめの未然防止は不可能であり、「観衆」や「傍観者」への指導が必要不可欠な要素となる。このため生徒に対しても傍観者とならず、いじめ対策委員会への報告をする等、いじめ防止の重要性を理解させる。

(3) いじめの態様

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ▶ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ▶ 仲間はずれ、集団による無視をされる

- ▶ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ▶ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ▶ 金品をたかられる
- ▶ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ▶ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ▶ インターネットやSNS上等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(4) いじめの解消

いじめが解消されている状態とは、以下の要件を満たしていなければならない。また、解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、いじめ対策組織を活用し、組織で判断する。

- ▶ いじめに係る行為が3ヶ月以上やんでいる。
 - ▶ 被害生徒が心身の苦痛を感じていない。
- (いじめの解消は「生徒支援対策委員会」により判断する。)

(5) いじめに対する学校の基本認識や基本方針

① 基本認識

いじめは生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺、殺人などを引き起こす背景ともなり得る問題である。しかも、最近のいじめは携帯電話やパソコンの介在により、一層見えにくいものになっている。こうしたことから、本校では、「いじめはぜったいに許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの生徒にも、どこでも起こりえる」、「だれもが被害者や加害者にもなり得る」と認識する。

② 基本方針

本校におけるいじめ防止対策に関する基本方針を以下の通りとする。

ア いじめの未然防止

いじめが全ての生徒に関係する問題であることから、生徒が安心して学習等に取り組むことができるよう、生徒同士の心の結びつけを深め、社会性をはぐくむ教育活動を推進し、学校の内外を問わずいじめが行われないようにする。

イ いじめの早期発見・早期解消及び校内組織の設置

生徒の表面的な行動に惑わされることなく内面の感情に思いをはせ、違和感を敏感に感じ取るなど、生徒が発する小さなサインを見逃すことのないよう、定期的なアンケートや面談を行い、日ごろから丁寧に生徒理解を進める。また、いじめを把握したら、本方針のもと、校内に設置したチームが迅速かつ組織的に対応する。

ウ 仲裁者の育成

いじめは、「加害者」と「被害者」の二者関係だけではなく、そのまわりに存在する「観衆」や「傍観者」により、一層深刻な事態をもたらす。そのため、こうした「加害者、被害者、観衆、傍観者」の負の関係を断ち切る「仲裁者」の育成に努める。

3 学校におけるいじめの防止

(1) 道徳教育や体験活動の充実

生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養い、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての教育活動に通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。

(2) 開発的・予防的生徒指導の推進

生徒同士の心の結びつきを深め、社会性をはぐくむ教育活動を進めるとともに、人権感覚を養い、共同社会の一員であるという市民性意識と社会の形成者としての資質を育成するため、開発的・予防的な生徒指導を推進する。

(3) 生徒主体のいじめ防止の活動

保護者や地域住民，社会教育関係団体その他の関係者と連携を図りつつ，生徒が主体になり人間関係に関わる問題を解決する能力の向上及びいじめ防止等に資する教育活動を計画・実施する。

(4) 生徒，保護者，教職員への啓発

生徒や保護者及び教職員等に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発等を行う。また、「いじめ防止集会」など、生徒の自主的な企画及び運営による活動を推進する。

4 いじめ早期発見のための措置

(1) 実態調査

いじめの実態を適切に把握し、いじめの早期発見及び早期解消につなげるため、質問票の使用及び生徒への面談等による定期的な調査を行う。

- ▶ いじめアンケートの実施 (~~6~~ 5・11月)
- ▶ アンケート結果を踏まえた面談 (~~6~~ 5・11月)

(2) 教育相談

生徒及びその保護者等が、抵抗なくいじめに関する相談ができる体制を整備するとともに、生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に教育相談体制を点検するとともに、担任や副担任等への相談、保健室や相談室（SC 来校時）の利用を呼びかけたり、他機関による電話相談窓口について広く周知する。

- ▶ 教育相談（5月・11月）
- ▶ 保護者懇談会時の教育相談（12月）
- ▶ スクールカウンセラーによる教育相談（随時）

(3) 日常観察

休み時間や放課後の教職員の日常的なふれあい活動の中などで生徒の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート、家庭学習ノートの感想欄、ICTを活用したアンケートや報告等を活用して交友関係や悩みを把握する。

特に、以下に示す生徒が発するサインをしっかり受け止める。

- ▶ 笑顔がなく沈んでいたり、ぼんやりしていることが多い。
- ▶ 周りの様子を気にし、おどおどしている。
- ▶ 体に原因不明の傷などがある。
- ▶ シャツやズボンが汚れたり、破けたりしている。
- ▶ ノートや教科書に落書きがある。
- ▶ 必要以上にお金を持っている。
- ▶ なくした、落としたなどということが多い。
- ▶ 登校を渋ったり、忘れ物が急に多くなったりする。
- ▶ 家から金品を持ち出す。
- ▶ 友だちや学級の不平・不満を口にするようになった。
- ▶ 突然、暴力的になったり、言葉遣いが悪くなった。
- ▶ 友だちから不快に思う呼び方をされている。
- ▶ 友だちから笑われたり冷やかされたりする。
- ▶ 特定のグループと常に行動を共にする。
- ▶ 保健室に行く回数が増えている。

5 校内体制

(1) 校内組織の設置

いじめについては、特定の教職員が問題を抱え込まず、組織として対応し、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「生徒支援対策委員会」を設置する。

(構成員)

校長 教頭 生徒指導部長 養護教諭 学年主任 関係職員 (専門家)

(活動)

- ・いじめの未然防止に関すること
- ・いじめの早期発見に関すること
- ・いじめ事案への対応に関すること

(開催)

月1回を定例会とし、いじめ事案の発生時は緊急開催とする等機動的に運用する。

(2) その他

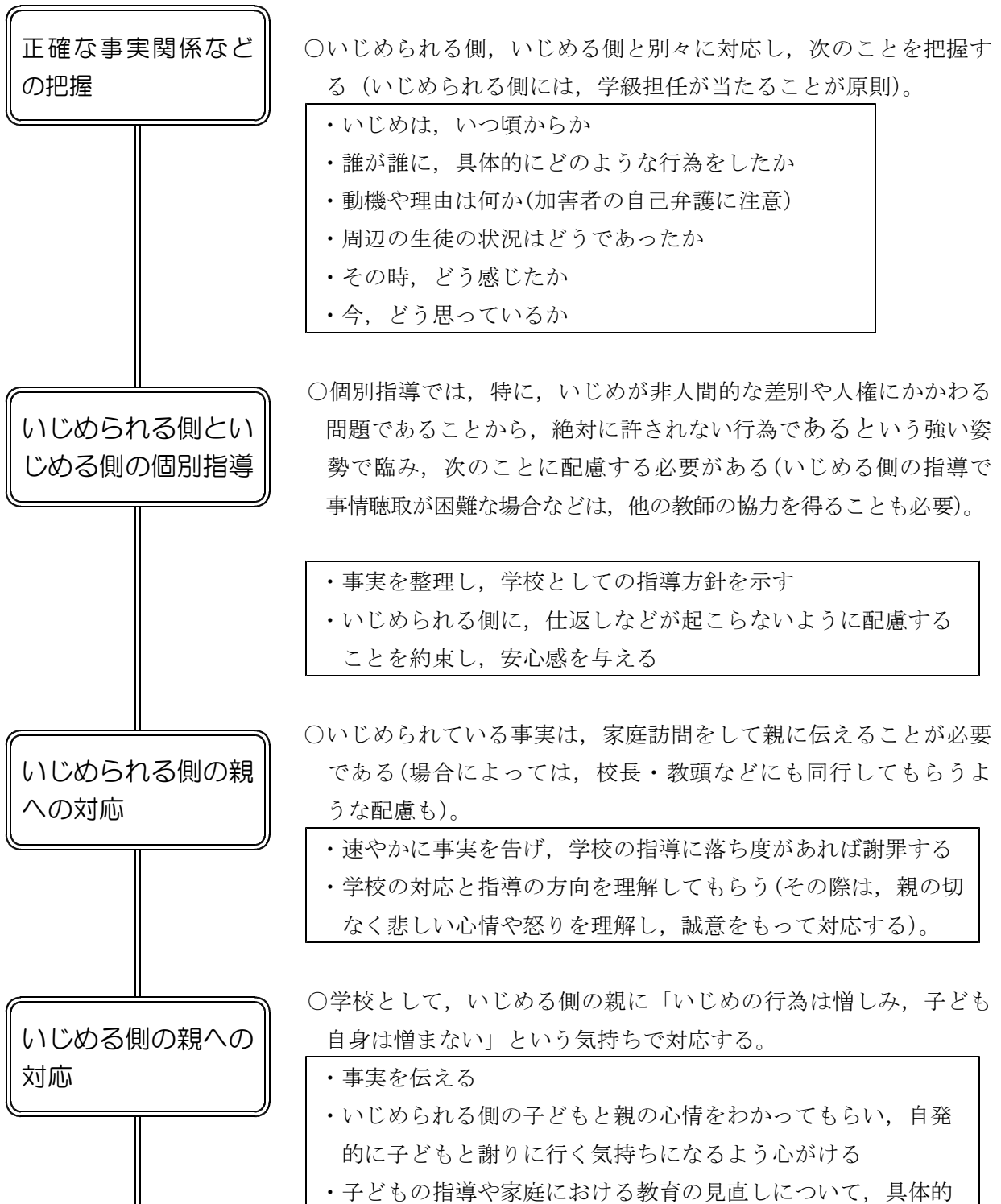
いじめの状況に応じ、保健室(養護教諭)のカウセリング機能を生かすとともに、スクールカウンセラーや函館市いじめ等巡回相談員の活用を図り、いじめであるか否かを組織的に判断する。

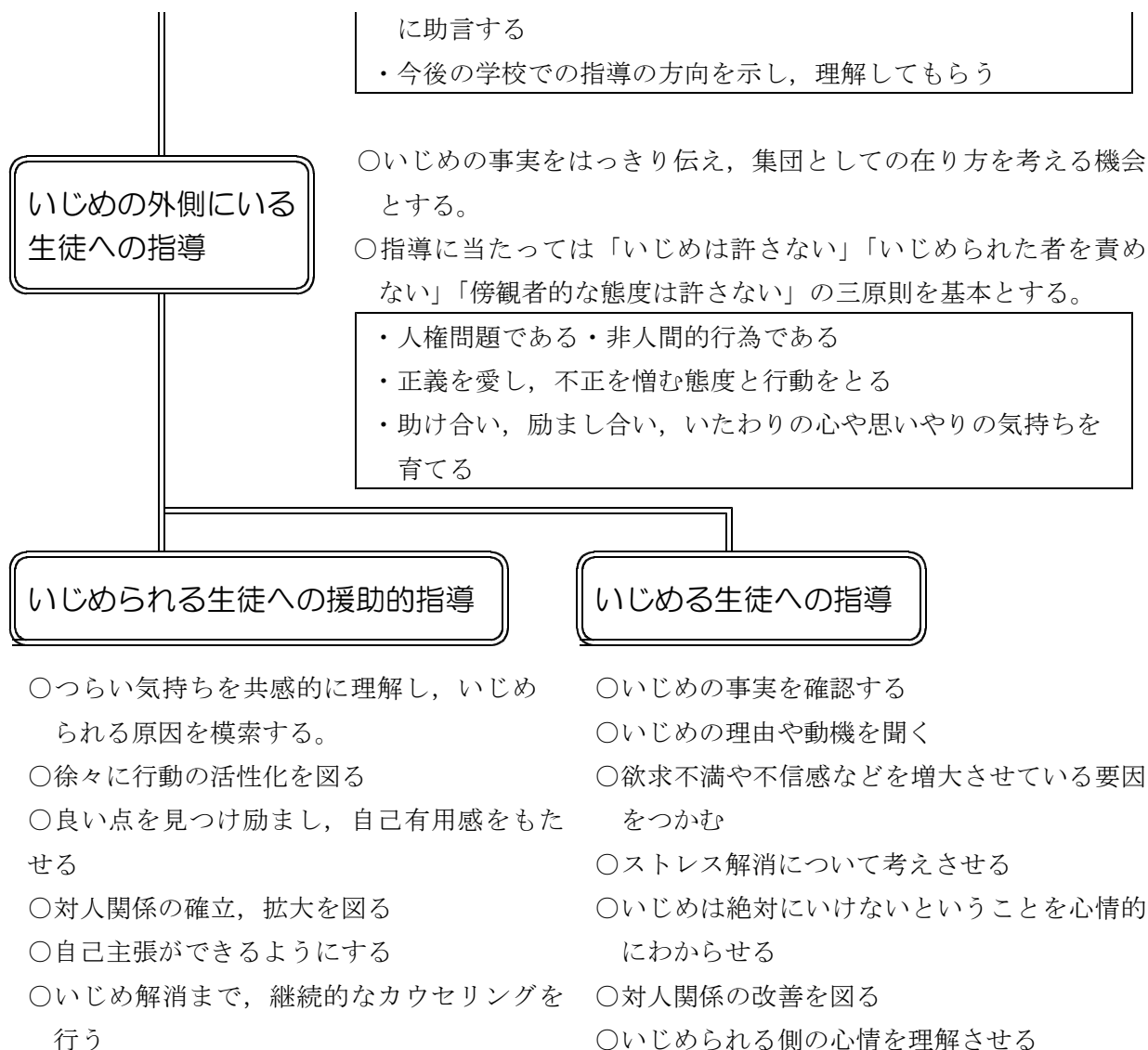
6 いじめに対する措置

(1) いじめの事案の有無の確認及び設置者への報告

- ① 発見・通報を受けた教職員は「いじめ等対策委員会」に直ちに情報を共有する。
- ② 「生徒支援対策委員会」が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無を確認する。
- ③ 事実確認の結果は、校長の責任のもと市教委へ報告する。

(2) いじめの対応手順





(3) 警察・関係機関との連携

いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底的に守り通すという観点から、警察や関係機関と相談して対処する。

なお、生徒の生命、身体、財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察・関係機関に通報し、適切に援助を求める。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態として取り扱う生徒の状況

- ▶ 生徒が自殺を企図した場合
- ▶ 身体に重大な傷害を負った場合
- ▶ 金品等に重大被害を被った場合
- ▶ 精神性の疾患を発症した場合
- ▶ 生徒が一定期間、連続して欠席している場合

(2) 重大事態の報告及び調査

重大事態が発生した場合、教育委員会へ報告する。また、いじめ事案の調査を行う主体（学校又は教育委員会）やどのような調査組織にするかについては、教育委員会の判断による。

8 評価

(1) 学校評価及び教員評価への位置付け

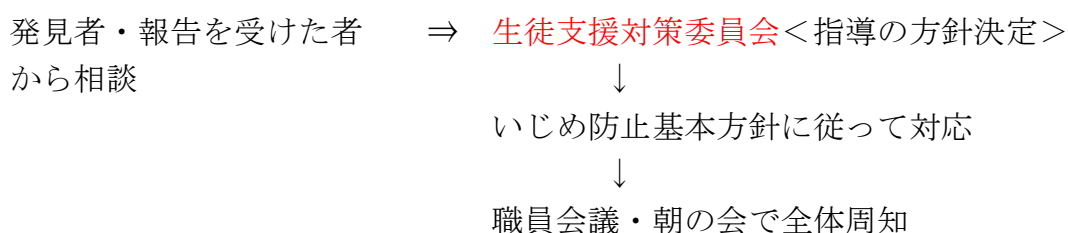
いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、いじめ問題について、その実態把握や対処・指導などが組織的に行われているかどうかを学校評価に位置付ける。

また、教員評価についても、教員一人一人が「具体的な目標」「目標達成のための取組方法等」を掲げ、「達成状況」や「今後の課題」等自己評価を行う。

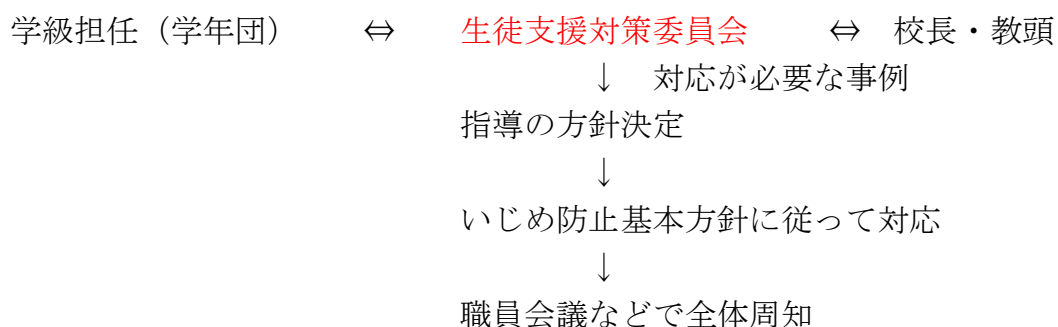
(2) PDCAサイクルを生かした取組の改善

学期ごとや問題解決後、取組や成果について自己評価や相互評価を行い、必要に応じて、生徒や保護者、関係機関からの意見や評価を受け、改善に向けたサイクルを推進する。

<いじめの対応について>



<いじめアンケートについて>





月	いじめ等対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	その他
4	<ul style="list-style-type: none"> ■職員会議で確認 ・指導方針 ・指導計画 ■定例会 ・活動内容の確認 □生徒指導研修会 ・生徒情報交流 	<ul style="list-style-type: none"> □学級活動 ・いじめに対する学校の基本的な考え 	<ul style="list-style-type: none"> ■相談窓口の周知 ・保健室（養護教諭）のカウセリング機能 ・SCの活用等 □家庭訪問での面談 ・学校や家庭の生活状況把握 	<ul style="list-style-type: none"> ■PTA 総会 ・学校の基本方針及び計画の周知 □CS ・学校の基本方針及び計画の周知 □土曜参観日
5	<ul style="list-style-type: none"> ■定例会 ・情報交流 	<ul style="list-style-type: none"> □道徳教育の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ■いじめアンケート □教育相談(全生徒対象) 	<ul style="list-style-type: none"> □PTA 三役会 ・意見交流
6	<ul style="list-style-type: none"> ■定例会 ・いじめアンケート結果の集約、分析 ・いじめ状況確認 ・対応方針策定 	<ul style="list-style-type: none"> □生徒会活動 ・いじめ撲滅宣言 □全校活動 ・情報モラル教室 		<ul style="list-style-type: none"> ■研修 ・SCによるケーススタディ
7	<ul style="list-style-type: none"> ■定例会 ・情報交流 	<ul style="list-style-type: none"> □学級活動 ・1学期をふり返って 	<ul style="list-style-type: none"> □保護者懇談会 ・人間関係や入学・進級による環境の変化等に関する悩みや不安の把握 	<ul style="list-style-type: none"> □校外生活委員会 ・いじめ撲滅に関する啓発
8	<ul style="list-style-type: none"> ■定例会 ・情報交流 ・2学期の活動計画 	<ul style="list-style-type: none"> □学級活動 ・いじめ撲滅に関する指導 		<ul style="list-style-type: none"> □PTA 三役会 ・意見交流
9	<ul style="list-style-type: none"> ■定例会 ・情報交流 	<ul style="list-style-type: none"> □道徳教育の充実 □学校祭の取組での人間関係づくり 	<ul style="list-style-type: none"> □教育相談 ・気になる生徒とのチャンス相談 	
10	<ul style="list-style-type: none"> ■定例会 ・情報交流 	<ul style="list-style-type: none"> □学年活動 ・キャリア教育の推進 □全校活動 	<ul style="list-style-type: none"> □教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> □PTA 三役会 ・意見交流
11	<ul style="list-style-type: none"> ■定例会 ・いじめアンケート結果の集約、分析 ・いじめ状況確認 ・対応方針策定 □生徒指導研修会 ・いじめ不登校生徒への対応 	<ul style="list-style-type: none"> □学年活動 ・キャリア教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ■いじめアンケート実施（2回目） □教育相談(全生徒対象) ・人間関係や進路に対する悩みや不安の把握 	<ul style="list-style-type: none"> □地域公開日曜参観 ・いじめ撲滅に関する啓発
12	<ul style="list-style-type: none"> ■定例会 ・いじめ問題に対する学期末評価 □学校評価 	<ul style="list-style-type: none"> □学級活動 ・2学期をふり返って 	<ul style="list-style-type: none"> □二者・三者懇談会での面談 ・人間関係や進路に対する悩みや不安の把握 	<ul style="list-style-type: none"> □校外生活委員会 ・いじめ撲滅に関する啓発
1	<ul style="list-style-type: none"> ■定例会 ・学校評価結果を踏まえた改善方策 	<ul style="list-style-type: none"> □学級活動 ・いじめ撲滅集会に向けた取組 		
2	<ul style="list-style-type: none"> ■定例会 ・情報交流 ・次年度の計画立案 	<ul style="list-style-type: none"> □生徒会活動 ・いじめ撲滅集会 	<ul style="list-style-type: none"> □教育相談 ・気になる生徒とのチャンス相談 	<ul style="list-style-type: none"> □PTA 三役会 ・意見交流 □CS ・いじめ問題に関する評価
3	<ul style="list-style-type: none"> ■定例会 ・情報交流 ・基本方針の見直し ・次年度の計画確認 	<ul style="list-style-type: none"> □学年活動 ・性教育の実践 □学級活動 ・1年をふり返って 		